

## 野田村

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
8月1日	1 県道の整備促進について	<p>東日本大震災の大津波により、国道45号のほか、村内の主要な幹線となる県道が一時通行不能となり、救援活動に支障をきたしたほか、生活道路としての利用が閉ざされ、住民生活にも支障をきたしたところがあります。</p> <p>そのような中、主要地方道野田山形線につきましては、村中心部を通過していた一部を浸水想定区域外に付け替える等の整備をいただいたところですが、当該路線は、県としても内陸部と沿岸北部を結ぶ重要な役割を担う幹線道路と位置付けていることから、引き続き、狭隘部分の拡幅整備を進めていただきますよう要望いたします。</p>	主要地方道野田山形線の狭隘部分については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県北広域振興局	土木部	C:1

8月1日	2 津波・高潮対策施設の更なる拡張整備について	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について 震災で破壊された海岸防潮堤等の復旧事業は実施していただきましたが、昨年3月に岩手県により最大クラスの津波襲来の可能性が示されており、これまで被災地として取り組んできた復旧・復興・防災対策を活かし、今後も安心・安全なまちづくりや住民の生命財産を守るため、防災・減災の観点から、村沿線の国道45号の嵩上げ等、更なる対策を講じていただくとともに、国に対しても要請していただきますようお願いいたします。</p> <p>(2) 下安家地区の津波・洪水対策について 下安家地区は明治29年の大津波の際に死傷者、行方不明者を多数出したことから、地区住民は地震発生の都度津波への恐怖心を募らせており、県においても平成17年度から当地域の津波対策を検討されてきたところであり、 しかし、地形の特殊性等から堤防、水門及び避難路などの安全対策がほとんど講じられないまま、東日本大震災大津波のほか、平成28年に襲来した台風第10号により、村道や家屋、さけ・ますふ化場施設など、流域一帯が甚大な被害を受けました。 復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策がなされたものの、昨年3月に岩手県より最大クラスの津波襲来の可能性が示されるなど、地域住民や漁業関係者は以前にも増して津波や洪水への不安を募らせている状況であり、ソフト対策のみでは“安全に逃げる”ことが難しい地域でもありますので水門等の津波対策や河川、さけ・ますふ化場への洪水対策などを早急に講じていただきますようお願いいたします。 また、安家川の上流部、河川沿いに放置されたままになっている流木については、予算を確保していただき順次撤去いただいているところでございますが、台風などの大雨により増水した際には下流に流出し、住家、さけ・ますふ化場施設、漁港施設に多大な被害を再びもたらす恐れがありますので、残置されている流木についても撤去作業を早期に完了させていただくとともに、撤去状況についても情報を共有していただきますようお願いいたします。</p>	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について 野田湾の津波・高潮対策については、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業が令和2年度に完成したところです。 また、国道45号の嵩上げについては、隣接する米田地区海岸の工事と併せて施工し、令和2年度に完成したことで、県が予定していた防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業は完了したところです。 日本海溝・千島海溝沿いを震源とした地震など、最大クラスの津波に対しては、ハードとソフトを適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという減災の考え方によって、地域の安全の確保を図ることとしています。 多重防災型まちづくりを進めるためのハード・ソフト事業については、国と連携を図りながら、事業推進の支援をしたいと考えております。(B) また、令和5年6月に実施した政府予算要望や、北海道東北知事会を通じ、補助事業に係る補助率の更なるかさ上げ補助・交付金の拡充など、機会を捉えて、市町村負担の更なる軽減と地震・津波対策の充実を国に求めています。(B)</p> <p>(2) 下安家地区の津波・洪水対策について 下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々な対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々と意見交換を行ってきたところであり、津波対策については、数十年から百数十年の頻度で起きる津波に対しては、宅地嵩上げや道路嵩上げによるハード整備を進めてきたところです。 一方で、東日本大震災のような、最大クラスの津波については、このハード整備と、住民の安全で迅速な避難のための、ソフト対策による多重防御による対策を考えていますので御理解願います。なお、ハザードマップ作成等のソフト対策については、今後も支援したいと考えています。(C) また、洪水対策については、台風第10号の出水により浸水被害を受けた家屋等を守るため、平成30年度から進めてきた治水対策の検討を踏まえ、今後、貴村や地域の方々の意見をいただきながら、関係機関とも調整の上、取り組んでおり、令和5年度は河道掘削を実施したところです。(A)</p>	県北広域振興局	土木部、林務部、経営企画部	A:3 B:2 C:1
------	-------------------------	--	--	---------	---------------	-------------------

			<p>さらに、安家川の流木撤去等については、令和3年度まで順次実施し、令和5年度も河道掘削とあわせて実施してきたところであり、今後も、防災・減災の観点から必要な予算を確保しつつ、貴村を含め関係機関等とも調整の上進めていきます。(A)</p> <p>あわせて、流木の撤去状況等については、貴村と情報共有を図っていきます。(A)</p>			
8月1日	3 海岸保全対策について	<p>当村の海岸線は、約半分が海岸保全区域に指定され、逐次施設の整備を実施していただいておりますが、特に、十府ヶ浦海岸の砂浜の侵食、野田玉川海岸の崩落等の度合いが激しく、その対策に苦慮しております。</p> <p>十府ヶ浦海岸においては浚渫砂等の投入も対応していただきましたが、砂浜の侵食は震災前から続いており、海岸防潮堤への影響が懸念されますので、砂の流れを抑えるための突堤など構造物を設置されるとともに、野田玉川海岸においては海岸に隣接する三陸鉄道リアス線、玉川野営場、村道等の崩落に繋がる恐れがあります。早急に対策を講じていただきますよう引き続き強く要望いたします。</p> <p>また、県で実施している測量調査や海岸パトロールの結果について、情報を共有していただきますよう併せて要望いたします。</p>	<p>十府ヶ浦海岸の海岸線については、令和2年度に水門新設工事や防潮堤等の震災復旧工事が完成したところで、</p> <p>砂浜の侵食については、養浜材として、令和元年度に久慈港の浚渫土砂約15,000m<sup>3</sup>及び令和2年度に防潮堤工事の仮締切土砂等(野田海岸の床掘発生土等)約25,000m<sup>3</sup>の投入を行っており、現在は、東日本大震災前と同程度までの砂浜を有している状況です。突堤など構造物の整備については汀線の状況を注視しながら判断していきます。(C)</p> <p>野田玉川海岸については、まずは現状を把握するため令和元年度と令和3年度に測量調査等を実施したところです。この成果を踏まえつつ、毎月実施している海岸パトロールと併せて、関係機関とも連携し今後の海岸侵食の進行状況を注視していきます。(C)</p> <p>また、県で実施している測量調査や海岸パトロールの結果については、今後、貴村と情報共有を図っていきます。(A)</p>	県北広域振興局	土木部	A:1 C:2

8月1日	4 河川の整備促進及び浸水被害対策について	<p>(1) 宇部川等の河川整備及び洪水対策について      当村の中心市街地である城内地区は浸水被害常襲地区であり、その対策として、本町地区の河川整備や二級河川明内川分流河川整備を実施していただきましたが、平成28年の台風第10号では、この整備区間の上流部で越水し、家屋への浸水被害が発生しております。      また、令和元年の台風第19号では、二級河川宇部川においても越水し、家屋への浸水被害が確認されております。      城内地区の浸水対策は、現分流河川整備箇所の更に上流部で計画されている放水路整備が完成して初めてその効果を発揮するものと認識しております。本年度基本調査に着手いただいたところですが、整備事業につきましても早期に着工していただきますよう強く要望いたします。      また、台風第19号では二級河川宇部川の堤防から越水した箇所に植生土のう積を実施していただきましたが、コンクリートによる堤防の嵩上げ及び法面の被覆等対策を進めるとともに、二級河川明内川及び泉沢川を含めた計画高水流量の流下能力を満たす断面確保のための河道掘削を今後も計画的に実施いただきますよう強く要望いたします。</p> <p>(2) 旧秋田川の浸水被害対策について      旧秋田川の浸水対策につきましては、平成29年度に事業完了した土地区画整理事業により、浸水被害軽減のための対策も併せて実施したところであります。      こうした対策もあり、平成28年の台風第10号では、かろうじて被害を免れたものの、この地区の浸水被害は、二級河川宇部川と明内川に挟まれた地形であることと、洪水及び波浪時に河口水位の上昇によるバックウォーターで旧秋田川水門付近の河川水位が上がり排水できないことが大きく起因するものと考えられます。      河道掘削など対策を講じていただいておりますが、暫定的措置であることから、原因調査と、周辺小河川からの流入による内水を宇部川へ強制的に排水できる等の対策を早急に実施していただきますよう要望いたします。</p>	<p>(1) 宇部川等の河川整備及び洪水対策について      二級河川明内川の分流河川整備については、村道前田小田川線沿いに分土工及び分水路が令和2年度に完成したところです。      明内川上流部の放水路整備については、大規模な予算が必要となる事業であるため、県内全体の事業予算枠の中で、早期の整備効果発現を視野に入れながら他河川との事業投資バランスを考える必要があることから、令和5年度から放水路の設計検討を行っています。(A)      また、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の被害を踏まえ、河道内の土砂堆積や流木堆積等の著しい箇所を優先的に流下能力の確保に努めているところであり、令和元年度は宇部川の野田地区において河道掘削及び支障木除去を実施し、令和2年度は宇部川上流部の河道掘削を実施し、令和3年度は宇部川の野田地区において河道掘削を実施したところです。      宇部川の野田橋上下流たもとの天端高が低くなっている区間については、令和2年度に河道掘削工事に合わせて、掘削土を活用した植生土のう積を実施し、令和4年度から令和5年度にかけてさらに補強したところです。(A)      今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性が高い箇所について、優先的に堆積土砂の撤去や支障木除去を進めていきます。(B)</p> <p>(2) 旧秋田川の浸水被害対策について      県としても、旧秋田川に係る過去の内水による浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が上昇し旧秋田川の流下を滞らせることによって生じたものと認識しており、まずは、当面の対策として、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において秋田川及び宇部川で河道掘削を行ってきたところです。(A)      また、洪水時に周辺から旧秋田川に流入する内水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備については、県全体の内水対策にかかる緊急性等を総合的に勘案し、事業化に向けた調査・検討を進めていきます。(C)      なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置し、平成30年度には秋田川に、洪水時の水位観測に特化した水位計(危機管理型水位計)を設置し、令和2年度には宇部川に簡易型河川監視カメラを設置するなど、地域住民の円滑で迅速な避難行動や水防活動に資するため、洪水に係る防災情報の充実強化を図っています。(A)</p>	県北広域振興局	土木部	A:4 B:1 C:1
------	-----------------------	---	--	---------	-----	-------------------

8月1日	5 北岩手・北三陸横断道路整備促進について	<p>東日本大震災以降、県により復興道路と指定された三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線の3路線につきましては、移動時間を更に短縮した計画により整備が進められ、県央と沿岸中南部の交流拡大が進む中、県央と沿岸北部を結ぶ横断道路は依然として目が向けられていない状況にあります。</p> <p>そうした中ではありますが、令和3年に策定された「岩手県新広域道路交通ビジョン・計画」では、構想路線として「(仮称)久慈内陸道路」の名称で位置付けていただき、令和4年度から調査業務に着手いただいているところであります。</p> <p>県北地域を横断する高規格道路整備は、産業はもとより、防災、医療、観光と多面的な分野において地域の発展に寄与するとともに、岩手県全域を俯瞰した時に、県南地域の道路網との格差を是正する観点においても、必要不可欠であり非常に重要であると考えます。</p> <p>つきましては、北岩手・北三陸を横断する広域道路ネットワークについて、早期に広域移動を支える基幹道路として整備・着工されるとともに、当村を含めた県北の地域経済の発展は基より、医療・教育・福祉の充実による地域間の連携を加速させるため、地域一帯の道路ネットワークの強靱化を図られるよう要望いたします。</p>	<p>令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で「(仮称)久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。</p> <p>この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備推進に努めていきます。(A)</p> <p>また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧に意見交換しながら調査の熟度を高めていきます。(C)</p>	県北広域振興局	土木部	A: 1、 C:1
8月1日	6 三陸沿岸道路インターチェンジの整備について	<p>三陸沿岸道路の全線開通により、当村においても救急医療や、観光振興、地域間交流の活性化など様々な整備効果が表れているところでございます。</p> <p>当村には野田ICが整備されておりますが、昨年3月に県が公表した津波浸水想定では、村内唯一の野田IC周辺が浸水することになり、村へのアクセスが寸断され、地域が孤立することも懸念されております。</p> <p>このことから、地域の利便性の向上のほか、避難・緊急輸送道路として、また、住民の生活・医療等の利便性を図るとともに、観光施設への誘客促進のため、当村において津波浸水区域外でもある玉川地区へのインターチェンジの整備につきまして、国に対して要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>三陸沿岸道路のインターチェンジは、ハーフインターチェンジを含めると41か所あり、東北縦貫自動車道と比較すると、その設置間隔は半分程度となっており、一定の利便性が確保されていると認識しています。</p> <p>玉川地区へのインターチェンジの整備については、要望の趣旨や内容について、国に伝えていきます。(C)</p>	県北広域振興局	土木部	C:1

8月1日	7 被災者住宅再建等に係る支援制度の拡充について	<p>東日本大震災を教訓とし、今後起こり得る災害への備えとして、全ての被災者が、公平・確実な住宅再建を果たせるよう各種支援制度の拡充・見直しを要望いたします。</p> <p>東日本大震災からの復興では、各種支援制度を活用して被災者の生活再建に取り組んでまいりましたが、制度上一律の線引きをすることにより、事業実施にあたって被災者の不公平感や不満を生み出し、対応に苦慮した経緯があります。</p> <p>今後、大きな災害が発生した場合、被災者生活再建支援金を始めとする各種事業・制度が、被災地・被災者の実情に寄り添った形で実施されることで、被災者の自力再建が十分に図られるよう、国に強く要請するよう要望いたします。</p>	<p>県では、平成25年以降、県内市町村に災害救助法や被災者生活再建支援法が適用となる自然災害が発生したものの、これらの法律が適用されない市町村が独自に支援金を支給する場合等において、当該市町村へ補助を行っているほか、東日本大震災津波では、県内での「持ち家」再建の支援として市町村と共同で、住宅の新築や購入等に対し補助してきたところです。</p> <p>今後も、自然災害が発生した場合には、その被害の状況及びこれまでの取組の実績を踏まえ、被災者の住宅再建に向けた必要な支援について検討していきます。(B)</p> <p>また、これまで、被災者生活再建支援制度の適用拡大等、柔軟な運用を国に要望しているところであり、今後においても実情に応じた支援が図られるよう要望を継続していきます。(B)</p>	県北広域振興局	経営企画部	B:2
8月1日	8 物価高騰対策について	<p>昨今の物価の高騰は、住民生活を直撃するとともに、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済の回復に水を差す状況となっています。</p> <p>また、農林水産業等の生業に必要な資材等の高騰により、生産者は経営存続の岐路に直面しております。</p> <p>この状況は今後も続くと考えられ、灯油等の需要が増加する冬季には、経済的に生活が非常に厳しい状況になるとともに、生業の維持が難しくなり、廃業する生産者も出かねません。</p> <p>住民の生活を安定させるため、昨年度と同様に“生活困窮者原油価格・物価高騰特別対策事業”の実施と、本県の主要産業である農林水産業を維持していくため、経営の安定に対する支援を実施していただきますよう要望いたします。</p>	<p><b>【生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助】</b></p> <p>生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助については、光熱費等の動向や、国による支援の状況、市町村の意向などを総合的に勘案し、実施を判断しています。</p> <p>今年度は、依然として物価高騰が続いていることを踏まえ、補助基準額を7千円に拡充し、必要な予算について県議会12月定例会で措置しました。(A)</p> <p><b>【農林水産業の経営の安定に対する支援】</b></p> <p>県では、原油価格・物価高騰による生産者の経営への影響を緩和するため、国に対し、燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化を要望しているほか、国事業の積極的な活用を進めるとともに、県独自に、累次の補正予算により、配合飼料や肥料購入費の価格上昇分への支援や、肥料コスト低減等に向けた機械導入等への支援を行っています。</p> <p>生産資材の価格は低下傾向にあるものの、令和5年12月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、肥料、飼料とも約4割高く、依然として、生産者の経営に大きな影響を与えています。</p> <p>このため、これまで措置した支援を迅速かつ確実に実施するとともに、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進しており、引き続き、生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。(A)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部、農政部、林務部、水産部	A:2

8月1日	9 有害鳥獣の抜本的な対策について	<p>クマ、ニホンジカなどの有害鳥獣による被害は年々増加しており、近年はイノシシの生息域も拡大しております。また、農作物被害のみならず、住民の生活圏においても日常的に目撃されるようになっております。</p> <p>有害鳥獣駆除は、現場となる市町村が中心となり対策に取り組んでおりますが、抜本的な解決には至っておらず、住民の安心・安全な生活をも脅かし、農家の営農意欲の低下など懸念しているところであります。</p> <p>以上のことから、広域的に有害鳥獣の適正な個体管理のうえ、生態系の維持に取り組まれるよう要望いたします。</p> <p>また、駆除された有害鳥獣が山林に放置されるなど処理に困ることの無いよう、県内の食肉加工処理場の整備など、駆除から処理までの取組に対する一貫した支援に取り組まれるよう併せて要望いたします。</p>	<p>県では、令和3年度に策定したニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ等に係る第二種特定鳥獣管理計画に基づき、保護及び管理に努めているところです。</p> <p>ツキノワグマについては、今回初めて、個体数を低減する方針とし、捕獲上限数の引き上げや狩猟期間の延長などを行っているほか、ニホンジカについては、年間の捕獲頭数を2万5千頭以上と設定し、イノシシも含めて、指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲の強化や被害防除対策の促進等に取り組むこととしています。</p> <p>引き続き、市町村や猟友会など関係機関と連携し、鳥獣の適正な管理に取り組んでいきます。(B)</p> <p>食肉利用等施設や焼却施設については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金により市町村等において整備することが可能となっていますので、県では市町村等が行う施設の整備に対して、交付金の活用支援などを行っています。</p> <p>併せて、県としても、令和6年度の新規事業として、市町村が捕獲した個体を処理するために施設を整備する際の補助制度を創設しました。</p> <p>この事業の活用とともに、廃棄物処理の担当部署と連携し、必要な助言を行うことにより、市町村における効率的な処理に向けた取組を支援していきます。</p> <p>また、本県のシカ肉等については、放射性物質の影響によって、国から県全域を対象とした出荷制限を指示されていますので、シカ肉等の利用に関心を示す市町村等から要望があった場合には、出荷制限の一部解除に向けた野生鳥獣肉の適正な管理・検査体制の整備や販路開拓等の取組を支援していきます。(B)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部、農政部	B:2
------	-------------------	--	--	---------	-------------	-----

8月1日	10 治山事業の推進について	<p>豪雨災害は、その規模・頻度を増し、住民は洪水・土砂災害に対する不安を募らせております。当村においても近年、以下の3地区において山崩れが確認されており、今後の新たな発生も懸念されております。</p> <p>特に港地区の崩落は、生活道をふさぎ漁港内の施設利用が制限されるなど漁業者をはじめとする漁港利用者にも不便をきたしております。また、愛宕町地区においては、過去に直下の住家に土砂が流入したこともあるため、住民が土地利用を躊躇するなど、現に住民生活への影響が生じております。</p> <p>このような状況を解消し、住民の安心・安全を確保するためにも、治山事業の早期事業採択及び早期着手を要望いたします。</p> <p>治山事業を要望する箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 港地区字小谷地</li> <li>② 愛宕町地区字城内</li> <li>③ 南浜地区字蒲沢</li> </ul>	<p>県では、集落における山地災害防止機能を確保していくため、「治山事業四箇年実施計画」において重点化の方針を定め、計画的に治山事業を実施しているところです。</p> <p>御要望の箇所についても、事業実施に係る諸条件等を貴村と協議しながら、必要な対策の検討を進めていきます。</p>	県北広域振興局	林務部	B:1
------	----------------	---	--	---------	-----	-----



8月1日	11 水産業振興について	<p>自然環境の変化に起因すると考えられている近年の「サケ」の大不漁をはじめ、県内全域で発生した麻痺性貝毒やへい死は、村の特産物である「荒海ホタテ」の流通に多大な影響を及ぼすなど、東日本大震災から立ち上がった漁業関係者は、新たな課題に直面しております。</p> <p>「サケ」の資源回復と「荒海ホタテ」に代表される村の養殖品目の収穫の安定化は、早急に対策を講じる必要があるとともに、水産資源の維持・回復のための研究・対策は、漁業関係者の経営の安定化と意欲の増進につながるものであります。</p> <p>不漁等の原因究明と対策及び漁業関係者の経営安定に資する施策を実施されるよう、検討するとともに国に対しても要請するよう要望いたします。</p>	<p>海洋環境の変化に伴い、サケをはじめとする主要魚種の漁獲量の減少や、ホタテガイの麻痺性貝毒による出荷自主規制やへい死により、漁業者及び漁協の経営は厳しい状況となっています。</p> <p>県では、サケ資源の回復に向け、国の研究機関等と連携しながら、放流後のサケ稚魚の移動や成長等の調査研究による不漁要因の解明を進めるほか、海洋環境の変化への適応が期待される、大型で遊泳力の高い強靱な稚魚の放流を推進しています。また、サケ増殖事業の持続化に向け、増殖団体では、「サケふ化場再編マスタープラン」に基づくふ化場機能の集約化に取り組んでおり、県も助言等により増殖団体と連携しながら、取組を推進していきます。</p> <p>ホタテガイの安定生産に向け、水産技術センターと連携し、へい死要因の解明と対策の検討を進めるほか、貝毒については、国に対し、発生予測技術や、毒量の低減技術に関する調査・研究を要望しています。</p> <p>サケの不漁やホタテガイの減産による漁業関係者の経営安定に向け、国に対し、「被災海域における種苗放流支援事業」によるサケ稚魚生産に必要な親魚の確保や水揚減少分への補填に対する支援を継続するとともに、漁業経営の安定に不可欠な「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」について、柔軟な運用と十分な予算の確保を要望しています。</p>	県北広域振興局	水産部	B : 1
------	--------------	---	--	---------	-----	-------